

一般競争入札の公告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6および長浜水道企業団契約規程第8条の規定により公告する。

令和8年6月24日

長浜水道企業団
企業長 三和啓司

1 競争入札に付する事項

- (1) 契約番号 令和8年度 購 第13号
- (2) 品 名 デジタルカラー複合機レンタル
- (3) 納入場所 長浜市下坂浜町248番地22および長浜市木之本町大音1666番地
- (4) 契約期間 令和8年10月1日から令和14年9月30日まで（72ヶ月）
- (5) 納入期限 令和8年9月30日
- (6) 物品概要 デジタルカラー複合機 3台（別添仕様書のとおり）

2 入札方法等 一般競争入札【郵便入札】とする。

3 入札参加資格要件

入札参加者は、次に掲げる（1）から（5）までの全ての要件を満たす単独企業であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 長浜水道企業団競争入札参加資格者名簿の物品調達の紙・文具・事務機器類「事務機器・OA機器」に登録されており、地域区分が区域内本店または区域内営業所に該当する者であること。
- (3) 長浜水道企業団指名停止基準（平成22年10月1日告示第25号）に基づく指名停止期間中でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 次のアからカまでのいずれの場合にも該当しないこと。
 - ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその全ての役員をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
 - イ 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - カ 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを

知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

4 入札関係書類の配布

長浜水道企業団のホームページからダウンロードすること。

ホームページ：<http://www.eonet.ne.jp/~nagasui>

5 仕様書等に関する質問の受付および回答

ア 受付期限 令和8年6月30日(火)

イ 提出方法 FAXにより質問書(任意様式)を提出し、FAX送信後は、着信確認を行うこと。また、FAX以外の方法による質問は受付しない。質問に対する回答は、令和8年7月1日(水)午後1時30分に長浜水道企業団のホームページに掲載する。

6 開札日時および場所

(1) 開札日時 令和8年7月7日(火) 午前9時

(2) 開札場所 滋賀県長浜市下坂浜町248番地22 長浜水道企業団

7 入札書の提出

(1) 入札参加者は、入札書等を書留郵便で長浜水道企業団郵便入札実施要領の規定に基づき、到達期限までに提出しなければならない。入札書等の日付は開札日でも可とする。

(2) 到達期限 令和8年7月6日(月)【必着】

(3) その他

ア 郵便の種類は、一般書留または簡易書留とすること。

イ 入札書等は内封筒と外封筒の二重封筒にて郵送すること。

ウ 内封筒には入札書と見積内訳書をともに入れ、封入後に確実にのり付けし、入札参加資格申請時に登録された使用印鑑で封印すること。

エ 外封筒には前号の内封筒と、別紙2の機能証明書および各複合機の概要が記載されたパンフレット等(パンフレット等には該当機種が明示されていること)を入れ、宛名を「長浜水道企業団財産契約課」とし、「契約番号」、「品名」、「入札者名」および「入札書在中」と記載すること。

オ 入札書、見積内訳書、機能証明書は指定様式を使用し、使用印はウと同一印とする。

カ 企業団に到達した入札書は、書き換え、引き換え、撤回することはできない。また、開札時に二重封筒でない等の場合は、開札は行わず、入札は無効となる。また、入札が中止または取りやめとなった場合、入札書は返却しない。

8 入札方法等

(1) 郵便(一般書留または簡易書留)による入札とする。

(2) 開札をした場合において、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、入札執行者は、1回に限り再度入札を行うことができる。再度入札の該当者には再度入札通知書を郵送する。失格または無効となった者は再度入札に参加することはできない。

(3) 予定価格は事前事後ともに公表しない。失格基準は設けない。

(4) 仕様書、長浜水道企業団契約規程、長浜水道企業団建設工事等入札執行要綱および長浜水道企業団郵便入札実施要領を熟知のうえ、入札すること。

9 入札の取りやめ等

- (1) 長浜水道企業団建設工事等入札執行要綱第6条による。
- (2) 入札参加有資格者または入札参加者がいない場合、当該入札は取りやめとする。

10 入札の無効

長浜水道企業団郵便入札実施要領第6条による。

1.1 落札者の決定

落札者は予定価格以下で、最低価格入札業者とする。同額の場合は、クジを行う。
ただし、入札価格が予定価格に達しない場合は、当該入札は不調とする。

1.2 契約の締結について

(1) 保証金

入札保証金および契約保証金は免除する。

(2) 前払い金 行わない。

(3) 部分払い 行わない。

(4) 違約金

落札者が契約を締結しないときは、入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。

1.3 支払条件

入札書記載の月額レンタル料とモノクロおよびカラーの1枚あたりの保守料に当月の各利用枚数を乗じて得た額を合計し、当該金額に消費税を加算した金額を、翌月に発行された請求書に基づき、請求書受理日から30日以内に指定する口座への振込みにより支払う。

1.4 その他

- (1) この入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 提出書類等に虚偽の記載をしたときは、長浜水道企業団指名停止基準に基づく入札参加停止措置をとる。
- (3) 公告日から契約の締結までの間に、公告3（入札参加資格要件）に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者とは契約を締結しない。
- (4) 落札者は落札決定の通知を受けたときは、速やかに契約書を契約担当者に提出すること。

1.5 書類の送付先等

長浜水道企業団 財産契約課

〒526-0047 滋賀県長浜市下坂浜町248番地22

電話：0749-62-4101（代表） F A X：0749-63-6819（代表）

ホームページ <https://www.eonet.ne.jp/~nagasui>

E-mail：nagasui@hera.eonet.ne.jp